官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六〇）　一
〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業四）　七
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一一）　八
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産九）　九
〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一八七～一九三）　一四
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一九四～一九六）　一九
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一九七～一九九）　二〇
○文化財を登録有形文化財に登録する件（文部科学九九）　二三
○文化財保護法第五十九条第三項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同一〇〇）　二六
○登録有形文化財の名称を変更する件（同一〇一）　二七
○航空保安無線施設の変更に係る告示について（国土交通八三〇）　二七
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第一項の規定による日本貸金業協会の業務規程変更認可に関する公示（金融庁）　二七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　六二
会社その他
会社決算公告　六六

府令

○内閣府令第六十号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年七月九日

内閣総理大臣　高市　早苗